遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づ〈第一種 使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について

(平成 16年 12月 10日~平成 17年 1月 11日(トウモロコシ 1件、ワタ 1件))

- 1. 意見募集方法の概要
- (1) 意見募集の周知方法
 - ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
 - ·記者発表
 - ・資料の配付
- (2) 意見提出期間

平成 16 年 12 月 10 日(金)から平成 17 年 1月 11 日(火)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課または農林水産省消費・安全局農産安全管理課

- 2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)
- (1) 意見提出数 7 通
- (2) 整理した意見の総数 16件
- 3. 意見の概要と対応方針について 別紙のとおり

(別紙) 「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について (平成 16 年 12 月 10 日~平成 17 年 1 月 11 日(トウモロコシ 1 件、ワタ 1 件))

該当	适 所	意見要旨	対応方針	件数
1	全体について	これらの組換え農作物は除草剤耐	カルタヘナ法に基づく枠組みでは、申請のあった遺伝子組換え生	1
		性を有している。当面有効であると	物等について、第一種使用規程に従って使用した場合に生物多様性	
		考えられるが、除草剤の使用に伴い	影響が生ずるおそれについて評価を行い、そのおそれがないと判断	
		除草剤耐性雑草の発生が懸念される	された場合に第一種使用規程を承認することとされています。一方	
		。その場合、さらに強力な除草剤の	、除草剤耐性雑草の発生については、本組換え農作物に特有の現象	
		散布とそれに耐性を有する組換え作	ではなく、一般に種々の除草剤の使用による可能性が考えられるも	
		物の開発が行われ、それらの使用に	のです。除草剤耐性雑草が発生し、それに対応するために新たな農	
		伴う悪影響が懸念される。	薬を登録する際は、農薬取締法に基づく安全性等の検査が行われま	
			す。また、他の除草剤を使用する必要が生じたために新たな遺伝子	
			組換え農作物が作出された場合等においては、改めてカルタヘナ法	
			による生物多様性影響評価が行われることになります。	
2		植物の遺伝子組換え技術は、今後	遺伝子組換え農作物の第一種使用規程の承認に当たっては、最新	1
		の作物生産に大きく貢献する技術に	の科学的知見に基づき生物多様性影響の評価を行い、その結果につ	
		なると考えており、安全性の評価が	いて専門の学識経験者の意見を聴くとともに、カルタヘナ法第3条	
		十分におこなわれるように産官学で	に基づく基本的事項及びパブリックコメント手続により寄せられた	
		連携した組換え植物の安全性評価を	意見・情報を勘案してその可否を判断することとしています。	
		行う機関の設立を提案する。	また、カルタヘナ法においても、科学的知見の充実が求められて	
			いることから、農林水産省及び環境省をはじめ、関係行政機関にお	
			いて関連する情報の収集等に努めるとともに、独立行政法人等にお	
			いて評価手法に係る研究などが進められています。	

			1
3	現時点での科学的根拠に基づき生	カルタヘナ法に基づく枠組みでは、申請のあった遺伝子組換え生	1
	物多様性影響がないと結論している	物等について、第一種使用規程に従って使用した場合の生物多様性	
	が、将来の影響は分からない。一部	影響が生ずるおそれについて評価しています。	
	の企業が独占する遺伝子組換え種子	また、カルタヘナ法では、第一種使用規程承認後に、第一種使用	
	に依存した農業になるといった視点	規程に関し情報を収集する必要があるときは、承認取得者に対しそ	
	も含めた多面的な評価が必要。	の提供を求めることができるほか、承認時には予想することができ	
		なかった環境の変化又は科学的知見の充実等により生物多様性影響	
		が生ずるおそれがあると認められた場合には、生物多様性影響を防	
		止するために必要な限度において承認した第一種使用規程を変更し	
		、又は廃止することとされています。さらに、主務大臣は、生物多	
		様性影響を防止するため必要があると認めるときは、遺伝子組換え	
		生物等の第一種使用等をしている者等に対し、必要な措置を執るべ	
		きことを命ずることができることとなっています。	
4	「学識経験者の意見」を検討した	第一種使用規程の承認については、カルタヘナ法等に基づき聴取	1
	結果、生物多様性影響が生じるおそ	した学識経験者の意見のほか、カルタヘナ法第3条に基づく基本的	
	れはないと判断されるので、速やが	事項及びパブリックコメント手続により寄せられた意見・情報を勘	
	に承認されるようお願いする。	案して判断することとしています。	
5	慢性毒性、生殖試験、変異原性詞	カルタヘナ法に基づく枠組みにおいては、申請者が遺伝子組換え	1
	験等が必要ではないか。	生物について、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等	
		の視点から生物多様性影響評価を行い、その結果を踏まえて主務大	
		臣が当該申請に係る第一種使用規程に従って使用等をする場合に野	
		生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響そ	
		の他の生物多様性影響が生ずるおそれがあるか否かについて、学識	
		経験者の意見を聴取して判断するという仕組みになっています。当	
		該評価の実施に当たってはご指摘にあるような毒性試験成績は必要	
-	•	•	•

		ないと判断しています。	
		なお、食品としての安全性に関しては食品衛生法(昭和22年法	
		律第233号)、飼料としての安全性に関しては飼料安全法(昭和	
		28年法律第35号)に基づき審査されます。	
6	「統計的に有意な差がある/ない	自然科学の分野において、実験データについて統計的な処理を行	1
	」という文書上の表現ではなく、全	うことは一般的な解析手法です。統計処理を行っていない試験デー	
	ての試験データを公開した上で認可	タでは、比較するデータの差に意味があるかどうかを判断すること	
	すべき。	は困難であり、統計的処理を行った結果を基にデータの差に意味が	
		あるかどうか等の判断を行うことが妥当であると考えています。	
		また、承認された遺伝子組換え農作物に係る試験データ等につい	
		ては、個人情報、知的財産権に関するものを除き、農林水産省消費	
		・安全局農産安全管理課及び社団法人農林水産先端技術産業振興セ	
		ンターにおいて閲覧が可能です。	
7	交雑する野生植物は無いとされて	現在、我が国においてトウモロコシ及びワタと交雑可能な近縁野	1
	いるが、何を根拠にしているのか。	生種が存在するという科学的知見がないことから、このように判断	
		しています。	
8	組換え農作物については、栽培段	遺伝子組換え農産物とその加工食品については、消費者等の選択	1
	階から隔離をし、流通に至るまで組	に資するために農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法	
	換え体であるかどうか自分の判断で	律並びに食品衛生法に基づき、表示のルールが定められており、現	
	選べるようにすべきである。	在のところ、我が国で流通する可能性のある大豆やとうもろこし等	
		5 種類の遺伝子組換え農産物と、これを原材料とし、加工工程後も	
		組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が検出でき	
		るとされている30種類の加工食品群について、「遺伝子組換えで	
		ある」旨等の表示が義務づけられています。	

		表効後もエーカリング! E世に		1
9		承認後もモニタリングし、長期に		I
		わたる影響を調査する機関はあるか	が承認された組換え農作物を国内で一般栽培する場合には、それに	
		0	より生ずる生物多様性影響に関する情報収集を行いその結果を農林	
			水産大臣及び環境大臣あてに報告するよう求めることとしています	
			o	
			また、今回の案件を対象にしたものではありませんが、農林水産	
			省や環境省をはじめとする行政機関や独立行政法人等の研究機関に	
			おいても遺伝子組換え生物による生物多様性影響等に関する調査・	
			研究が行われています。	
10		審議の詳細について公開すべきで	生物多様性影響評価検討会総合検討会は公開の下で審議が行われ	1
		ある。	ており、そこで配布される資料、議事録についても、個人情報、知	
			的財産権に関するものを除き、すべて農林水産省及び環境省のホー	
			ムページで公表しています。	
11		国内で遺伝子組換え農作物が栽培	当該案件については、「生物多様性影響評価実施要領」等に基づ	1
		されると野生種も含め生態系に影響	き、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目につ	
		が生じるおそれがあり、栽培を認可	いて当該遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価が行われ、その結	
		すべきではない。	果について「本組換えトウモロコシ及び本組換えワタを第一種使用	
			規程に従って使用した場合に生物多様性影響が生ずるおそれはない	
			とした生物多様性影響評価書の結論は妥当であると判断した。」と	
			した学識経験者の意見を踏まえ、生物多様性に影響が生ずるおそれ	
			はないと判断しています。	
12	チョウ目害虫抵抗	希少種のヒョウモンモドキについ	環境省レッドリストに掲載されている種だけではなく、都道府県	1
	性及び除草剤グル	ては、3令以降の後期の幼虫は本組	のレッドリストに掲載されているような種も含め様々な昆虫が本組	
	ホシネート耐性ト	換えトウモロコシの花粉を摂食する	換えトウモロコシの花粉を摂食する可能性があることから、Btタン	
	ウモロコシについ	可能性がある。	パク質に対する感受性の高いヤマトシジミを用いて、その 1 齢幼虫	
	て	乾燥草原に生息するヒョウモンチ	に花粉を載せた食餌植物を与えるという方法で生物検定が行われ、	
	1	I.	1	

	ョウについては、本組換えトウモロ	その結果及び花粉の飛散量のデータから、本組換えトウモロコシを	
	コシの花粉を摂食する可能性がある	第一種使用規程に従って使用した場合に生物多様性影響が生ずるお	
	0	それはないとの評価結果が得られています。	
	希少チョウ類について、環境省の		
	レッドリストを参考にしているが、		
	都道府県のレッドリストを参考に地		
	域ごとの評価を行うべきではないか		
	0		
13	評価書においては、花粉の飛散時	ヤマトシジミの 1 齢幼虫に本組換えトウモロコシの花粉を載せた	
	期のピークを極めて限定しているが	食餌植物の葉片を与えた試験では、100粒/cm2の花粉密度において3	
	、実際の栽培においては栽培地域や	日後から死亡率が上昇し始め、5日後には死亡率が50%を越えること	
	栽培方法によって広がることが想定	が確認されています。またトウモロコシほ場からの距離別に花粉堆	
	される。また、本組換えトウモロコ	積程度を調査した結果では、1 mでは136.5粒/cm2、2 mでは33.5粒	
	シのCry1Fタンパク質の発現量は、3	/cm2の密度で堆積することが示されています。これらのことから、	
	2μg/gとされており、他のチョウ目	ヤマトシジミと同程度の感受性を有するチョウ目昆虫の個体が、ほ	
	昆虫害虫抵抗性のトウモロコシに比	場から2m以内に3日以上留まるようなことがあれば影響を受ける	
	較して極めて発現量が多い。今まで	可能性があると考えられますが、種または個体群のレベルでこのよ	
	と同等の評価方法でよいのか。	うな条件に当てはまるチョウ目昆虫は存在しないと考えられます。	
14	種子がこぼれ落ちて生育すること	トウモロコシ種子がこぼれ落ちた場合、その環境が発芽に適した	1
	はないとされているが、2004年12月	条件であれば発芽し、ある程度の大きさまでは生長する可能性はあ	
	には清水港において組換えトウモロ	りますが、わが国の自然環境下においてトウモロコシが定着し、世	
	コシが生育していたと報道されてお	代交代を重ねて自生するという知見はこれまで知られていません。	
	り、組換えトウモロコシが雑草化す	また、本組換えトウモロコシの競合における優位性に関わる生育特	
	るおそれがあるのではないか。	性(種子の休眠性、幼植物の低温耐性、成体の越冬性等)は、宿主	
		のトウモロコシと差がないことから、本組換えトウモロコシがわが	
		国の自然環境下で自生し、雑草化するおそれはないと考えています	
		= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	

			T T	
			0	
15		研究用試料や動物園、ペットの餌	カルタヘナ法に基づく枠組みでは、申請のあった遺伝子組換え生	1
		用としてキイロショウジョウバエ、	物等について、第一種使用規程に従って使用した場合の生物多様性	
		コオロギ類、カイコ、ハチノスツヅ	影響の生ずるおそれについて評価することとされています。	
		リガなどの昆虫類が使用されている	なお、本組換えトウモロコシが産生するCry1F蛋白質のチョウ目昆	
		が、これら昆虫類の人工飼料にコー	虫への殺虫効果について、15種のチョウ目昆虫を用いた試験の結	
		ンミール等が使用されており、組換	果、標的昆虫を含むグループに特異的に殺虫効果が高いことが示さ	
		えトウモロコシの予期せぬ混入によ	れています。また、その他の昆虫類(コウチュウ目、ハチ目、アミ	
		り影響を受ける可能性がある。	メカゲロウ目、トビムシ目等)及びその他の生物(哺乳類、鳥類、	
			魚類)を用いた試験の結果によればこれらの非標的生物には毒性を	
			示さなかったことが確認されています。	
16	チョウ目害虫抵抗	組換え遺伝子が目的とした特性以	本スタック系統ワタの親系統において、組換え遺伝子による目的	1
	性及び除草剤グリ	外には機能を持ち合わせていないか	とした形質以外に、意図しない変化が生じていないかについて表現	
	ホサート耐性ワタ	どうか明確な言及が必要。	型での評価が行われており、形態や生育特性、花粉の稔性、種子の	
	について		生産量等について、それぞれ、組換えワタと非組換えワタとの間で	
			、生物多様性に影響を生ずるおそれのあるような差が生じていない	
			ことが認められており、これら親系統についてはそれぞれ第一種使	
			用規程が承認されています。また、これら親系統のかけ合わせに由	
			来する本組換えワタについては、親系統に移入した遺伝子による意	
			図した形質を併せ持つことによりそれら形質の発現において相互作	
			用がないことが認められており、親系統に見られない生物多様性影	
			響をもたらす可能性のある性質を新たに有することはないと判断さ	
			れています。	